

福岡市観光おもてなしイベント・鹿児島ブース出展実施要領

1 目的

コロナ後初の大規模国際イベントである世界水泳が福岡で開催されることから、地域一体となって歓迎し大会を盛り上げるとともに、海外来訪者等に対する鹿児島県産品や観光のPR活動を行う。

特に、鹿児島県は3つの世界遺産（屋久島、明治日本の産業革命遺産、奄美大島・徳之島）や和牛日本一に輝いた鹿児島黒牛をはじめとする世界に誇れる食や優れた県産品の数々のほか、歴史や文化など、魅力的な資源、すなわち「宝物」を多く有しており、この機会をチャンスと捉え、地域の宝箱を積極的にPRし、本県への誘客促進・県産品消費拡大につなげる。

2 イベント概要

「福岡市観光おもてなしイベント」の一角に、鹿児島ブースを設置させていただく。

- ① 期間 令和5年7月22日(土)～8月11日(金)
- ② 場所 博多駅前広場 大屋根イベントスペース（〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街）
- ③ 時間 午前11時から午後8時まで（予定）

3 来場目標 40万人～50万人

4 主催 鹿児島県福岡事務所、販路拡大・輸出促進課

5 共催 各地域振興局・支庁（管内自治体）

6 協力 福岡市

7 内容・規格

(1) ブース概要

- サイズ 4m×4mテント
- 基本設備 テント（照明あり）、看板、テーブル2つ、椅子2つ（福岡市からの提供分）
100V電源1回路（15A）コンセント渡し
- 出展料 無償（上記基本設備までを含む）
- 可能催事 観光案内、物産紹介、試供品配付、物販も可能
 - ※ 飲食の提供をする場合には、別途博多保健所への届出が必要
 - ※ 酒類を販売する場合には、別途税務署への申請・届出が必要
 - ※ 物販など金銭の授受が発生する場合は、物販歩合料金（税抜売上げ3%）の納付が必要（福岡市が販売実績の確認と取りまとめて納付を行う）
- 禁止事項 火気使用禁止（熱源は電気のみ）、横断幕・のぼり禁止、
風船などの浮遊物の配付禁止、ゴミ・食品残渣は原則持ち帰り
- その他 追加電源（開催時間外を含む）、追加設備等が必要な場合は応相談（追加費用が必要）
共有部分のゴミは福岡市が処分

※ テーブル、椅子については、福岡事務所から追加提供可能（2セット程度）

(2) 鹿児島ブースについて

- 週替わりで地域性を持たせるブースとする。
メインテーマ「鹿児島は南の宝箱～一服したら宝物を探しに行こう～」

○ 1週目 種子屋久・奄美
○ 2週目 始良伊佐・大隅
○ 3週目 薩摩半島

- 割当のあった自治体等が期間中自由に、観光PR等、誘客促進や県産品消費拡大に資する活動を行う。
- 特産品販売は以下のとおり。（別途、販路拡大・輸出促進課とりまとめ）
 - ・ 鹿児島本格焼酎
 - ・ 鹿児島茶
 - ・ 地域の魅力が伝わるジュース、クラフトビールなど
 - ・ おつまみ、お茶菓子、その他
- 運営に必要な人員の派遣等は各出展者が手配する。
- 別添図面「出展社⑩又は⑪」の場所を福岡市に対し希望している。

【ブース内】

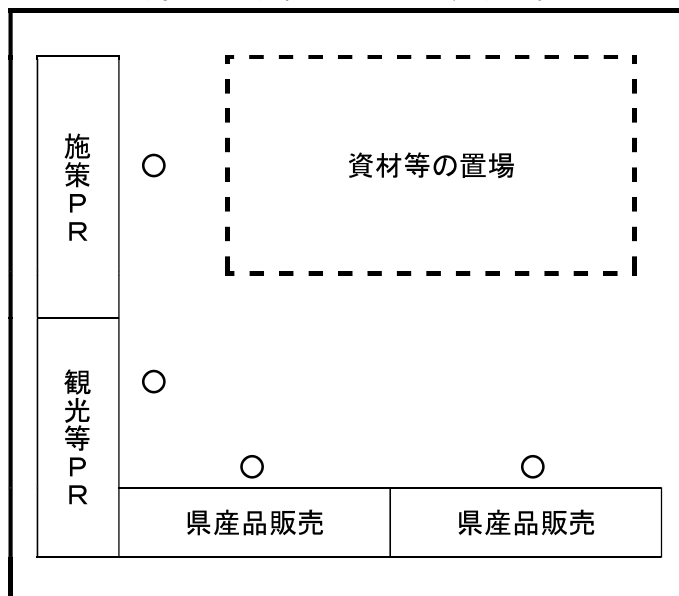
- ① 施策PRコーナー（机0.5～1個分）
- ② 県産品・観光PRコーナー（机0.5～1個分）
- ③ 県産品展示・販売コーナー（机1～2個分）

〈実施例〉

- ・ 県産品の販売
- ・ 県産品・観光PR（観光大使・ゆるキャラによるPR）
- ・ パネル展示、サンプリング等
- ・ 県政に係るPR（鹿児島国体、世界遺産、移住促進、かごしまブランド等）

【ブースのイメージ 4m×4m】

- 机2～4個分確保可能予定。
※今後のブース割り当て位置によっては、机配置が2個になる可能性あり。

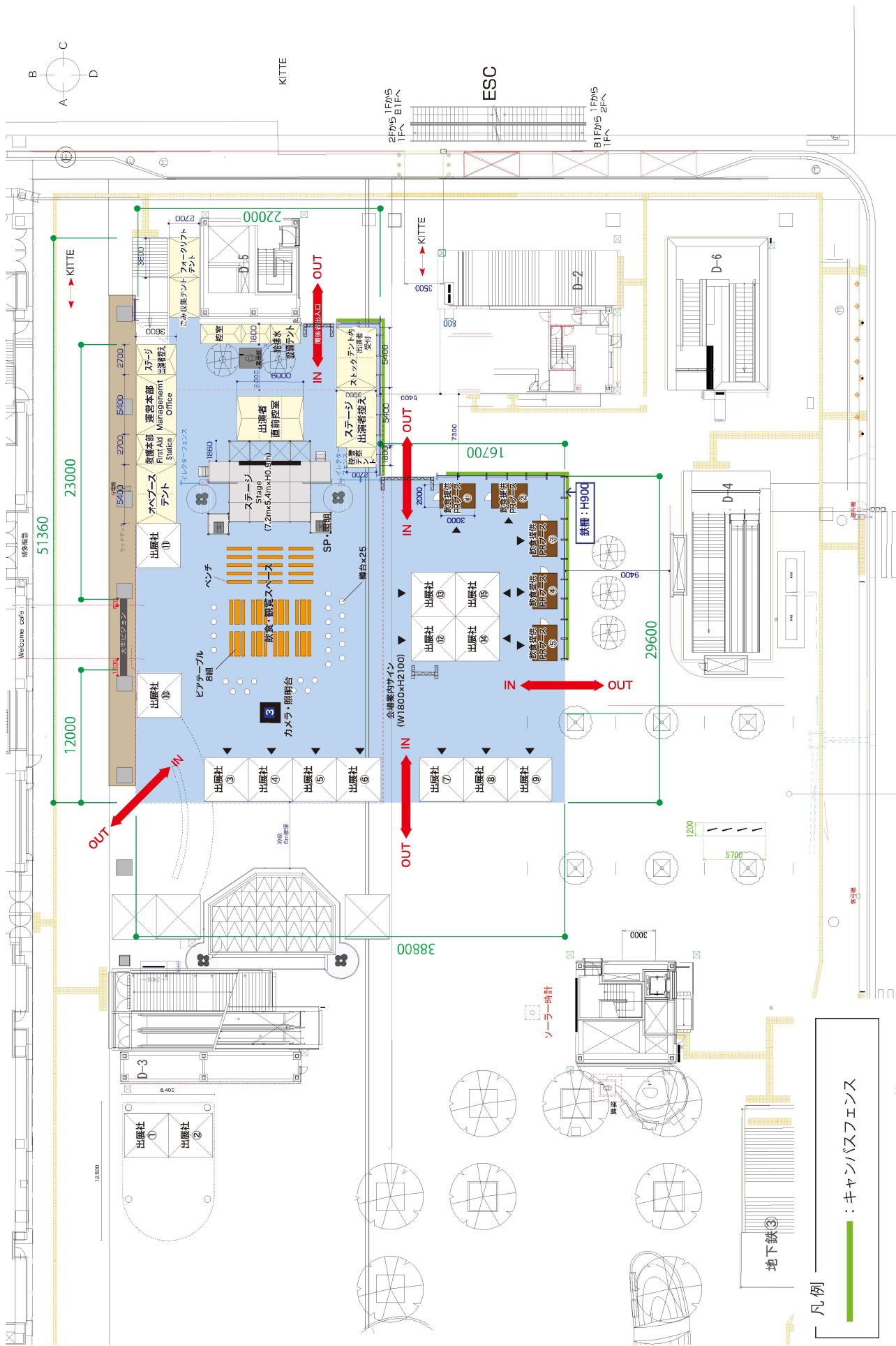


3 ステージについて

- サイズ 7.2m×5.4m×H0.9m（別添図面参照）
- 開演時間 17:00～20:00
 - ※ 猛暑期間であるため、原則として夕方にステージイベントを開催。
使用時間15～30分程度。
- ステージ使用料 無償
- 控室あり、音響・照明あり
 - ※ MCは福岡市で準備するが、出演者側での用意も可。

4 注意点

- ◎ 猛暑期間であるため、来場者の健康面の配慮から、長く滞在して楽しんでもらうというより、ここで情報を提供して、福岡市内・市外、県外への回遊を促進するイベントであること。ブース運営やステージ利用にあたっては、ご配慮をお願いしたい。
- ◎ 夏休み期間かつ世界水泳開催期間であり、福岡市への来訪者が増えることから開催するイベントで、世界水泳の公式行事ではないことに留意。
以下の行為はアンブッシュマーケティングとなり、禁止されているので、注意。
 - ・ 商標法に関連し、世界水泳関連のマークやマスコット、キャッチフレーズ等と同じまたは類似のものを使用するという行為の禁止。
 - ・ 不正競争防止法に関連し、大会パートナーであるという虚偽表示の禁止。
 - ・ 著作権法に関連し、大会PR映像や放送映像を無断で本イベント会場にて使用の禁止。
 - ・ 例えば、広告で「○○大会開催記念」や「○○イベントを応援しよう！」といったうたい文句を使用することの禁止。



凡例

■ キャンパスフェンス